

♪ 障害者福祉のしおり ♪

👉 この「しおり」は、障害のある方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法について、概要をまとめたものです。

令和5年4月



茨城県

＜ 目 次 ＞

I 障害者手帳

1 障害者手帳について 1

II 医療費の助成

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 5
2 医療福祉制度（マル福・重度心身障害者等医療費助成制度） 6

III 各種手当・共済・生活保護

1 特別児童扶養手当 7
2 特別障害者手当・障害児福祉手当 7
3 在宅障害児福祉手当 8
4 心身障害者扶養共済制度 8
5 生活保護制度 9

IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付・貸与 10
2 補装具の購入・借受け・修理費の給付 10
3 障害福祉サービス事業 11

＜訪問系サービス＞

- ①居宅介護（ホームヘルプ）
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

＜日中活動系サービス＞

- ①生活介護
- ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援（A型・B型）
- ⑤就労定着支援
- ⑥療養介護
- ⑦短期入所（ショートステイ）

<居住系サービス>

- ①自立生活援助
- ②共同生活援助（グループホーム）
- ③施設入所支援

<相談支援>

- ①計画相談支援
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

4 障害児向けサービス 13

<障害児通所支援>

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援

<障害児入所支援>

- ①福祉型障害児入所施設
- ②医療型障害児入所施設

5 地域生活支援事業 14

(1) 市町村の事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター
- ⑪その他の事業

(2) 県の事業

- ①専門性の高い相談支援事業
- ②広域的な支援事業
- ③その他の事業

V 年金、税の減免、各種割引制度

- 1 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）・・・・・・・・・・ 16
- 2 特別障害給付金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 税の減免等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ①所得税・住民税の障害者控除，利子等の非課税
 - ②相続税の控除
 - ③自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税環境性能割
- 4 公共交通機関・県立施設入館料等の割引・・・・・・・・・・ 20
 - ①県立施設・国立施設等の入場料等の減免
 - ②JR鉄道運賃の割引
 - ③バス運賃の割引
 - ④国内航空路線運賃の割引
 - ⑤有料道路通行料金の割引
 - ⑥タクシー料金の割引
 - ⑦大洗カーフェリー料金の割引
 - ⑧NHK放送受信料の減免
 - ⑨携帯電話使用料の減免
 - ⑩青い鳥郵便葉書の無償配布
 - ⑪NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

VI その他

- その他サービス、各種相談窓口・・・・・・・・・・ 23
- <交通関係>
 - ①駐車禁止除外指定車標章の交付
 - ②いばらき身障者等用駐車場利用証制度
 - ③福祉バス
- <職業関係>
 - ①公共職業安定所（ハローワーク）

- ②茨城障害者職業センター
- ③障害者就業・生活支援センター
- ④茨城県障害者ITサポートセンター

<生活・その他相談先>

- ①障害者なんでも相談室
 - ②生活福祉資金の貸付
 - ③身体障害者補助犬の給付
 - ④ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）の支給
 - ⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成
 - ⑥身体の不自由な方々のための結婚相談
 - ⑦県営住宅への入居審査の優遇等
 - ⑧茨城県難病相談・支援センター
 - ⑨口腔センター
 - ⑩福祉相談センター
 - ⑪児童相談所
 - ⑫保健所
 - ⑬精神保健福祉センター
 - ⑭ひきこもり相談支援センター
 - ⑮発達障害者支援センター
 - ⑯茨城県母子保健センター
 - ⑰茨城県高次脳機能障害支援センター
 - ⑱茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ
 - ⑲県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ
 - ⑳県立視覚障害者福祉センター・点字図書館
 - ㉑茨城県障害者権利擁護センター
 - ㉒障害者差別相談室
 - ㉓法テラス
 - ㉔成年後見センター
- 各市町村連絡先

I 障害者手帳

1 障害者手帳について

障害者手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

◆身体障害者手帳◆

身体に障害のある方の所持する手帳です。各種サービス、支援を受けるために必要となります。

・障害の程度によって、1級から6級までの等級と、第1種、第2種の種別があり、等級や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる方】

身体に以下の障害をお持ちの方。

- 視覚
- 聴覚・平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）
- 内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫）

【申請方法】

○窓 口・・・お住まいの市町村（障害福祉担当課）→p 3 2

○提出書類

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②身体障害者診断書・意見書（指定医師の作成したもの）
- ③写真（縦4 cm×横3 cm）2枚

※障害の程度が変わったとき（重度化又は軽度化）は、診断書を添えて再交付申請の手続きをして下さい。

また、手帳交付時に指定された再認定の時期が到来したときは、指定された期日までに診断書を提出してください。詳しくはお住まいの市町村でご確認ください。

◆療育（りょういく）手帳◆

知的障害により日常生活や社会生活において制約のある方に、いろいろな支援を受けやすくするために交付しています。

- ・障害の程度によって、㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階と、第1種、第2種の種別があり、その程度や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる方】

県福祉相談センター（18歳以上）又は児童相談所（18歳未満）において、知的障害の判定を受けた方。

【申請方法】

手帳の交付を受けようとする方の年齢により、手続き方法が異なります。それぞれ下記の機関に電話で予約のうえ、判定を受けてください。

（18歳以上の方）

福祉相談センター（水戸市三の丸1-5-38）☎：029（221）0800
FAX：029（221）0811

（18歳未満の方）

お住まいの市町村を管轄する各児童相談所

- ・中央児童相談所（水戸市水府町864-16）☎：029（221）4150
FAX：029（221）4536

管轄市町村：水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町

- ・日立児童相談所（日立市弁天町3-4-7）☎：0294（22）0294
FAX：0294（21）5201

管轄市町村：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市

- ・鉾田児童相談所（鉾田市鉾田1367-3）☎：0291（33）4119
FAX：0291（33）6454

管轄市町村：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

- ・土浦児童相談所（土浦市下高津3-14-5）☎：029（821）4595
FAX：029（822）0855

管轄市町村：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町

・筑西児童相談所（筑西市二木成 615）☎：0296（24）1614
FAX：0296（24）6421

管轄市町村：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

【再判定について】

療育手帳の「次の判定年月」欄には、再判定時期が記載されています。再判定時期の3ヶ月前になりましたら、福祉相談センター又は各児童相談所に電話して再判定の予約をお取りください。（再判定時期の前であっても、障害程度に変化があると思われる場合はご相談ください。）

◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための、各種支援策を受けやすくするため交付しています。

- ・障害等級は重度のものから1・2・3級があります。
- ・有効期間は2年間です。更新手続き（新規申請の場合と同様）は有効期限の3ヶ月前から可能です。

【交付の対象となる方】

精神障害のため長期（6ヶ月以上）にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方。発達障害、高次脳機能障害、てんかんの方もこの手帳の対象となる場合もあります。

障害等級は、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障害程度から総合的に判定されます。

【申請方法】

- 申請窓口・・・お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32
（手帳の判定は県の精神保健福祉センターで行います。）

判定内容のお問い合わせ先

精神保健福祉センター（水戸市笠原町993-2）

☎：029（243）2971 / FAX：029（244）6555

○提出書類

必要書類の様式は各市町村（障害福祉担当課）で配布しています。

「①医師の診断書を提出する場合」と「②障害年金等の証書を添えて申請する場合※」の2つの申請方法があります。

※精神の障害を理由に障害年金や特別障害給付金を受けている方は、診断書に代えて障害年金等の証書の写しを申請書に添えて、申請することができます。障害年金を受けている場合、手帳の等級は年金の障害等級と同程度になります。例：障害年金1級→手帳1級
手帳の1級及び2級は障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。3級の範囲は障害厚生年金の3級よりも広がっています。

①医師の診断書を提出する場合

- ・ 障害者手帳交付申請書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6ヶ月を経過した日以後のもの）
- ・ 写真（縦4cm×横3cm）1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したものを。裏面に住所、氏名、生年月日を記載

②障害年金等の証書を添えて申請する場合

- ・ 障害者手帳交付申請書
- ・ 障害年金の証書の写し または 特別障害給付金資格者証の写し
- ・ 直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
特別障害給付金受給者の方は特別障害給付金の振込通知書等の写し
- ・ 申請者本人の照会同意書（年金・給付金の支給内容確認のため必要）
- ・ 写真（縦4cm×横3cm）1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したものを。裏面に住所、氏名、生年月日を記載

～手帳の交付を受けた方へ～

次の場合は、お住まいの市町村まで届け出て下さい。

- ①住所、氏名が変更となったとき
- ②手帳の所持者が死亡したとき
- ③手帳を紛失、毀損したとき

Ⅱ 医療費の助成

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障害の除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。医療費の原則1割が自己負担となります。

※所得に応じて月額負担上限額を設けてあります。所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

【対象者】

- 更生医療：18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。
- 育成医療：18歳未満の身体に障害のある児童、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。（更生医療と異なり、身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象となります。）
- 精神通院医療：通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む）のある方（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方も対象となります。）

【対象の医療内容】

○更生医療・育成医療

- 肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 等
- 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術 等
- 聴覚・音声言語そしゃく障害・・・鼓膜穿孔外耳性難聴、外傷性又は手術後に生じる発音構語障害 唇顎口蓋裂 等
- 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術 等
- 腎臓機能障害→人工透析、腎移植術 等
- 肝臓機能障害→肝臓移植術 等
- 小腸機能障害→中心静脈栄養法 等
- H I V →免疫療法 等

○精神通院医療

- 精神疾患・・・向精神薬、精神科デイケア 等

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

※精神通院医療の受給者の認定は、県の精神保健福祉センターで行っています。

また、精神障害者保健福祉手帳とあわせての申請もできます。

精神通院医療の認定内容についてのお問い合わせ先

精神保健福祉センター（水戸市笠原町993-2） ☎：0 2 9（2 4 3）2 9 7 1

FAX：0 2 9（2 4 4）6 5 5 5

2 医療福祉制度（マル福・重度心身障害者等医療費助成制度）

保険給付に伴う医療費の自己負担分を助成する制度です。病院等で診療を受けた場合に、医療費の自己負担分が助成されます。

【対象者】

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ② 身体障害者手帳3級の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫）の方
- ③ 療育手帳④、又はAの方
- ④ 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方
- ⑤ 障害年金1級を受給している方
- ⑥ 特別児童扶養手当1級の対象となった方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

※市町村によって、対象者が異なる可能性がありますので、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

【対象の医療内容】

病気やけがの治療を受けた場合の、医療保険各法の規定による保険給付の患者負担分を助成します。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

Ⅲ 各種手当・共済・生活保護

1 特別児童扶養手当

【対象者】

20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方

【手当の額と障害区分】

○1級 月額 53,700円

等級の目安：身体障害者手帳の1、2級、療育手帳の㊤、A、精神障害者保健福祉手帳の1級

○2級 月額 35,760円

等級の目安：身体障害者手帳の3級、療育手帳のB、精神障害者保健福祉手帳の2級

対象となる障害の程度は概ね上記のとおりです。障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けていない方でも、特別児童扶養手当の障害等級に該当すれば、手当の対象となります。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当は支給されません。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32

2 特別障害者手当・障害児福祉手当

【対象者】

○特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の20歳以上の方。

○障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の方。

【手当額】

- 特別障害者手当 月額 27,980円
- 障害児福祉手当 月額 15,220円

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32

3 在宅障害児福祉手当**【対象者】**

- 在宅で生活する、20歳未満の重度の障害を持つ方の保護者。

【手当の額と障害区分】

- 月額 3,000円程度（お住まいの市町村によって異なります。）

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32

4 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者となって一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者に年金が支給されます。

【対象者】

次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者の方。

- ・知的障害者
- ・身体障害者障害程度等級表の1～3級
- ・精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害程度が上記と同程度と認められる方

※健康状態等によっては、加入できない場合があります。

【掛金の額】

掛金（保険料）は加入時の年齢により1口当たり月額9,300円から23,300円まで7段階に分かれます。

【年金の額】

- 月額 20,000円（2口の場合は月額40,000円）

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32

5 生活保護制度

生活保護は、家族全員の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費に満たないとき、その不足分が支給されるものです。

【保護の種類】

生活費の内容により、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類あります。

【申請窓口】

制度について詳しいお問い合わせは、県民センター（県民福祉課）又は市福祉事務所、町村役場民生担当へ。

課所名	担当課	住所	電話番号/FAX
福祉相談センター (県央福祉事務所)	生活保護課	水戸市三の丸 1-5-38	029-226-1512 029-227-4469
県北県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同 庁舎内	0294-80-3320 0294-80-3328
県南県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内	029-822-7241 029-822-0815
県西県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	猿島郡境町長井戸 320	0280-87-0224 0280-86-6207
お住まいの市町村福祉担当課			

IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付・貸与

障害者の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、かつ社会参加を促進するような用具等を給付・貸与します。

【対象者】

重度障害者等、日常生活用具を必要とする方。

【対象の品目の例】

※各市町村で異なりますので、詳しくは申請窓口でお問い合わせください。

- 視覚障害・・・点字タイプライター、電磁調理器、拡大読書器
- 聴覚障害・・・屋内信号装置、通信装置
- 肢体不自由・・・特殊便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、
体位変換機、移動用リフト
- 内部障害・・・透析液加湿器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、
電気式たん吸引器
- 共通・・・火災報知器、自動消火器

※市町村ごとに利用者負担や月額の上限額が設けてあります。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 32

2 補装具の購入・借受け・修理費の給付

身体上の障害を補うため、必要に応じて次の補装具の購入・借受け・修理費の給付を受けることができます。（借受けができる種目や条件は限定されます。）

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けているか障害者総合支援法による難病患者等で、補装具を必要とする方。

【対象の補装具】

- 視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡など
- 聴覚障害・・・補聴器
- 肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子、歩行器など
- 重度両上肢及び音声言語機能障害
・・・重度障害者用意志伝達装置

※原則1割の利用者負担があります。所得に応じて、月額の上限額を設けてあります。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

3 障害福祉サービス事業

障害程度により、利用者が自らサービス内容を選択し、提供事業者と契約を結ぶことによりサービスを受けることができます。事前に、お住まいの市町村で「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

<訪問系サービス>

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障害のため日常生活に著しく支障のある障害児（者）に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動障害を有する者で、常時介護を必要とする障害者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生活の支援を行います。

③ 同行援護

視覚障害で移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ・食事等の介護を行います。

④ 行動援護

障害によって行動上著しく困難があつて、常時介護を必要とする障害児（者）に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害児（者）に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的に行います。

<日中活動系サービス>

① 生活介護

常時介護を必要とする障害者で、主に昼間に障害者支援施設などで入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会などを提供しています。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑥ 療養介護

医療を必要とする障害者で、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設などで機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話などを行います。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

障害児（者）を介護している家庭において、保護者が疾病等の理由により一時的に介護が困難になった時や休養する時、また、本人が生活訓練を受ける場合に、施設などで障害児（者）をお預かりし、入浴・排せつ・食事の介護などを提供します。

<居住系サービス>

① 自立生活援助

1人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

<相談支援>

① 計画相談支援

障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画の作成を行います。（市町村から指定を受けた指定相談支援事業者が行いま

す。)

② 地域移行支援

施設等に入所している又は精神科病院に入院している障害者に、住居の確保や地域移行のための相談等を行います。

③ 地域定着支援

施設や病院から退所・退院した障害者や地域生活が不安定な障害者に、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や緊急訪問・対応を行います。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

4 障害児向けサービス

児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスは、障害児通所支援と障害児入所支援があります。

障害児の保護者の方は、障害児通所支援を利用する場合は市町村に、障害児入所支援を利用する場合は県内の各児童相談所に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

<障害児通所支援>

① 児童発達支援

未就学の障害児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児を施設に通わせ、児童発達及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している障害児を授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態、その他これに準ずる状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課）→ p 3 2

<障害児入所支援>

① 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を目的とした支援を行います。

② 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とした支援を行います。

【申請窓口】

お住まいの市町村を管轄する各児童相談所→ p 2 ~ 3

5 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身近な市町村を中心に各種事業が実施されています。

(1) 市町村の事業【お問い合わせ先：各市町村の障害福祉担当課】

① 理解促進研修・啓発事業

市町村が地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

交流会や社会復帰活動等、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

③ 相談支援事業

障害のある方や保護者などから、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用など一般的な相談に応じるとともに、基幹相談支援センター等に専門職を配置し、必要な助言や情報提供を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害者の権利擁護を図るため、申し立てに要する経費及び後見人の報酬等、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人の活用を含めた法人後見の体制の整備や活動の支援を行っています。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害者や視覚障害者・失語症者などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、点訳奉仕員・意思疎通支援者等の派遣などを行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

自立生活を支援するための用具等の給付又は貸与を行います。

(→詳細は p 10 「日常生活用具の給付・貸与」)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

⑨ 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の介助等を行います。

⑩ 地域活動支援センター

障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流を促進する事業などを行います。

⑪ その他の事業

市町村の判断により行う事業で、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等があります。

(2) 県の事業【お問い合わせ先：県障害福祉課又は各実施施設】

① 専門性の高い相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害に関する相談支援と必要な情報提供を行っています。

・発達障害者支援センター運営事業

(→ p 30 VIの<生活・その他相談先>⑮「発達障害者支援センター」をご覧ください。)

- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
(→ p 30 VIの<生活・その他相談先>⑰「茨城県高次脳機能障害支援センター」をご覧ください。)
- ・障害者就業・生活支援センター事業
(→ p 25～26 VIの<職業関係>③「障害者就業・生活支援センター」をご覧ください。)

② 広域的な支援事業

市町村の相談支援事業に対する支援など広域的な支援が必要な事業を行います。

③ その他の事業

都道府県の判断により行う事業で、視聴覚障害者等に対する情報支援や障害者の IT 活用支援、スポーツ大会の開催等の事業を行っています。また、サービス提供者・指導者などへの研修事業を行っています。

V 年金、税の減免、各種割引制度

1 障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金・障害手当金）

【対象者】

○障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。

○障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。なお初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるより軽い障害が残ったときには障害者手当金が支給されます。

★障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、いずれも保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

※県では、障害年金に関する事務は行っておりません。

年金事務所名	電話番号 / FAX
水戸南 年金事務所	0 2 9 (2 2 7) 3 2 7 8
	0 2 9 (2 2 5) 5 4 8 1
水戸北 年金事務所	0 2 9 (2 3 1) 2 2 8 3
	0 2 9 (2 2 6) 3 9 1 1
土浦 年金事務所	0 2 9 (8 2 5) 1 1 7 0
	0 2 9 (8 2 2) 7 0 8 1
下館 年金事務所	0 2 9 6 (2 5) 0 8 2 9
	0 2 9 6 (2 2) 6 0 1 1
日立 年金事務所	0 2 9 4 (2 4) 2 1 9 4
	0 2 9 4 (2 2) 9 0 3 1

2 特別障害給付金制度

【対象者】

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方に限られます。
- なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。年金事務所→p 1 7

給付金の請求書受付はお住まいの市町村（障害福祉担当課）になります。

市町村（障害福祉担当課）→p 3 2

3 税の減免等

① 所得税・住民税の障害者控除、利子等の非課税

納税者自身または控除対象配偶者若しくは扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

また、預貯金や国債などの利子等についても、非課税制度（障害者等のマル優、障害者等の特別マル優）があります。

② 相続税の控除

相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

③ 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税環境性能割の減免

心身に障害のある方が使用（所有）する自動車、②心身に障害のある方と生計を一にする方が障害者のために使用（所有）する自動車、③心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割が減免（免除）されます。

【お問い合わせ先】

所得税、相続税、利子等の非課税・・・税務署（下表参照）

住民税、軽自動車税環境性能割・・・お住まいの市町村（税務課）

自動車税（種別割・環境性能割）・・・県税事務所（下表参照）

税の種類	税務署名	電話番号 (自動音声案内)	管轄区域
所得税、 相続税、 利子等の 非課税	水戸税務署	029(231)4211	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
	日立税務署	0294(21)6346	日立市、高萩市、北茨城市
	土浦税務署	029(822)1100	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市
	古河税務署	0280(32)4161	古河市、坂東市、猿島郡
	下館税務署	0296(24)2121	筑西市、結城市、下妻市、常総市、桜川市、結城郡

	竜ヶ崎税務署	0297(66)1303	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、 稲敷市、稲敷郡、北相馬郡
	太田税務署	0294(72)2171	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大 宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
	潮来税務署	0299(66)6931	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市

税の種類	県税事務所名	電話番号/ FAX	管轄区域
自動車税 (種別割)	水戸県税事務所	029(221)6605 029(232)9535	水戸市、笠間市、小美玉市、 東茨城郡
	常陸太田県税事務所	0294(80)3314 0294(80)3318	日立市、常陸太田市、高萩市、 北茨城市、ひたちなか市、常 陸大宮市、那珂市、那珂郡、 久慈郡
	常陸太田県税事務所 高萩支所 (減免申請のみ)	0293(22)2019 0293(24)2311	日立市、高萩市、北茨城市
	行方県税事務所	0299(72)0482 0299(72)0075	鹿嶋市、潮来市、行方市、神 栖市、鉾田市
	土浦県税事務所	029(822)7205 029(822)7362	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、 取手市、牛久市、つくば市、 守谷市、稲敷市、かすみがう ら市、つくばみらい市、稲敷 郡、北相馬郡
	土浦県税事務所 稲敷支所 (減免申請のみ)	029(892)6111 029(892)3240	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 守谷市、稲敷市、稲敷郡、北 相馬郡
	筑西県税事務所	0296(24)9190 0296(25)0650	古河市、結城市、下妻市、常 総市、坂東市、筑西市、桜川 市、結城郡、猿島郡
	筑西県税事務所 境支所 (減免申請のみ)	0280(87)1120 0280(87)1385	古河市、坂東市、猿島郡
	自動車税 (環境性能 割)	水戸県税事務所 自動車税分室	029(247)1297 029(246)9312
土浦県税事務所 自動車税分室		029(842)7812 029(842)9151	土浦・筑西県税事務所の管轄 区域 (土浦・つくばナンバー)

4 公共交通機関・県立施設入館料等の割引

① 県立施設・国立施設等の入場料等の減免

各障害者手帳及び指定難病特定医療費受給者証を所持している方は、以下の施設等において入館料や使用料等が減免されます。障害の種類及び等級によって、該当しない場合もありますので、詳しくは各施設でご確認ください。

アクアワールド大洗水族館・植物園・歴史館・近代美術館・天心記念五浦美術館・陶芸美術館・自然博物館・偕楽園好文亭・弘道館・鹿行生涯学習センター・中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家・大洗マリンタワー・里美野外活動センター・県営ライフル射撃場・堀原運動公園・笠松運動公園・砂沼広域公園・大洗公園*・洞峰公園・港公園・県西総合公園・大子広域公園・フラワーパーク・竜神大吊橋・つくばエキスポセンター・国営ひたち海浜公園

*夏期は駐車場が有料になります。

【お問い合わせ先】 各施設

② 鉄道運賃の割引（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方 ※第1種、第2種の区分は、各手帳に記載されています。）

○第1種障害者とその介護者

・・・普通乗車券、回数券、急行券を50%割引

○第1種障害者が1名（単独）で乗車、又は第2種障害者

・・・普通乗車券を50%割引（片道100kmを超える区間）

○第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者

・・・定期乗車券（小児定期を除く）を50%割引

○ひたちなか海浜鉄道及び真岡鉄道では、身体障害者又は知的障害者が単独で当社線を利用する場合、精神障害者が介護者付又は単独で当社線を利用する場合も割引制度があります（平成26年10月1日から適用、5割引）。なお、割引のお申し出の際、身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。

【お問い合わせ先】 鉄道会社各駅

★JR ジパング倶楽部特別会員

JR ジパング倶楽部特別会員に入会された満60歳以上の男性、満55歳以上の女性で身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、JR各線を利用して片道・往復・連続で201km以上旅行する場合、特急券・急行券・グリーン車・座席指定券などが割引になります。（ただし、「のぞみ」「みずほ」など一部対象外あり）

【お問い合わせ・申し込み先】 一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会

☎：029（243）7010 / FAX：029（243）7018

③バス運賃の割引

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

各バス会社でJR鉄道運賃と同様の割引が受けられますが、割引内容については、各バス会社で異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

【お問い合わせ先】各バス会社

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

路線バス運賃の割引については、10事業者が実施していますが、割引運賃額等については各バス会社によって異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

【お問い合わせ先】関東鉄道、関東観光バス、関鉄グリーンバス、関鉄パープルバス、茨城交通、大和交通自動車、椎名観光バス、昭和観光自動車、茨城急行自動車、朝日自動車の営業所

④国内航空路線運賃の割引

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方と同一便に搭乗される介護者の方（1名のみ）

※割引率は、事業者や路線によって異なりますので、詳細は各事業所にご確認ください。また、対象者は満12歳以上の障害者及びその介護者です。

【お問い合わせ先】各航空会社支店、営業所、旅行代理店

⑤有料道路通行料金の割引

○第1種障害者（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方）

・・・障害者本人以外が運転され、障害者本人が車に同乗される場合

○第2種障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）

・・・障害者本人が運転する場合

※事前に市町村において車（1台）を登録する必要があります。登録できる車の車種や所有者についても要件があります。

※また、令和5年3月27日より事前に登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）等）であっても割引の対象となりますが、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【申請窓口】お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

またはオンライン申請 (<http://www.exptrssway-discount.jp>)

★オンライン申請の場合は、福祉担当窓口を直接訪れる必要はありませんが、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要となります。

【お問い合わせ先】各有料道路会社お客さまセンター

⑥タクシー料金の割引

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ち方

※タクシーを利用する場合、料金が1割引になります。料金を支払う際に、手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】各タクシー会社

⑦大洗カーフェリー料金の割引（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

○第1種障害者及び精神障害者福祉手帳1級の所有者とその介護者（1名のみ）

・・・旅客運賃を50%割引、乗用車運賃を10%割引

○第2種障害者及び精神保健福祉手帳2級又は3級の所有者

・・・旅客運賃を50%割引、乗用車運賃を10%割引

※乗船手続きの際に、手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】商船三井フェリー（大洗支店）

☎：029（267）4133 / FAX：029（267）6732

⑧NHK放送受信料の減免

○全額免除・・・障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳（又は判定書）・精神障害者保健福祉手帳）のいずれかを持つ方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

○半額免除・・・世帯主が次の障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合（視覚・聴覚障害で身体障害者手帳所持、身体障害者手帳1～2級、療育手帳㉠～A（又は判定書）、精神障害者保健福祉手帳1級）

※お住まいの市町村の障害福祉担当課での免除事由の証明を受けたうえで、NHKに申請してください。

【お問い合わせ先】NHKふれあいセンター

☎：0570-077077 / FAX：045-522-3044

⑧ 携帯電話使用料の減免

障害者手帳を所持している方は、携帯電話料金の割引を受けられることがあります。割引の内容や申込み手続きについては、携帯電話事業者ごとに異なります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】各携帯電話事業者

⑨ 青い鳥郵便葉書の無償配布

障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書（20枚）をいれて、無償で配布しています。

○重度の障害者（身体障害者手帳1～2級，療育手帳㉔～A）

※お近くの郵便局でご確認のうえでお申込みください。

（受付期間：毎年4月～5月）

【お問い合わせ先】 日本郵便株式会社（お客様サービス相談センター）

☎0120-2328-86

⑩ NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な障害のある方の番号案内料が無料になります。

ご利用には、事前に登録が必要です。

○視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方（1級～6級）

○上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。

○聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方（2、3、4、6級）

○音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害（3、4級）

○療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

【お問い合わせ先】 NTT ☎：0120-104174

FAX：0120-104134

VI その他

その他サービス、各種相談窓口

<交通関係>

① 駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止の区域内でも、標章の交付を受けることでほかの交通の妨げにならない限り、必要最小限の駐車が認められます。

※対象となる障害の範囲の制限があります。

【お問い合わせ先】 最寄りの警察署

② いばらき身障者等用駐車場利用証制度

障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などが、ショッピングセンターや

公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行しています。

※対象となる障害の範囲の制限があります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 3 2

③ 福祉バス

障害者の社会活動の促進を図るため、障害者が車いすのまま乗れる福祉バスを提供し、機能回復訓練・研修会・レクリエーション等への参加の便宜を図っています。

- ・乗車定員：31名（補助席6席を含む）
- ・利用人員：障害者の利用者が原則として10人以上 年末年始は運休

【お問い合わせ先】

有限会社 acc 研究所

水戸市浜田町4-1-5-3

☎：029（228）3333 / FAX：029（222）2537

<職業関係>

① 公共職業安定所（ハローワーク）

専任のワーカーが、障害者を対象とした職業相談や職業紹介を行っています。また、年1～2回程度、障害者を対象とした就職面接会などを行っています。

※最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

名 称	住 所	電 話 / FAX
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029 (231) 6221 029 (224) 0795
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296 (72) 0252 0296 (72) 9008
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294 (21) 6441 0294 (23) 3340
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296 (22) 2188 0296 (25) 2664
ハローワーク下妻	下妻市下妻乙 124-2 下妻地方合同庁舎	0296 (43) 3737 0296 (44) 6564

ハローワーク土浦	土浦市宍塚 1838	029 (822) 5124
	土浦労働総合庁舎	029 (822) 5294
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280 (32) 0461 0280 (32) 9019
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297 (22) 8609 0297 (22) 2163
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299 (26) 8141 0299 (26) 8142
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295 (52) 3185 0295 (52) 2068
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297 (60) 2727 0297 (65) 3060
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293 (22) 2549 0293 (23) 6520
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299 (83) 2318
		0299 (82) 6028

② 茨城障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
笠間市鯉淵 6 5 2 8 - 6 6

☎: 0 2 9 6 (7 7) 7 3 7 3 / FAX: 0 2 9 6 (7 7) 4 7 5 2

就職を希望する障害のある方に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもとに、ご相談をお受けしています。

③ 障害者就業・生活支援センター

求職活動や職場定着等で支援を必要とする障害のある方や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談に対応しています。

最寄りのセンターにご相談ください。

障害福祉圏域	センター名	所在地	電話番号/FAX
水戸	水戸地区障害者就業・生活支援センター	水戸市赤塚 1-1	029-309-6630
		ミオスビル 2階	029-251-6630

日立	障害者就業・生活支援センターまゆみ	日立市多賀町 2-18-6 三協ビル 1階C号	0294-36-2878 0294-33-5989
常陸太田・ ひたちなか	障がい者就業・生活支援センターK U I N A	ひたちなか市長砂 1561-4	029-202-0777 029-202-1666
鹿行	かしま障害者就業・生活支援センターまっぼっくり	鹿嶋市国末 1539-1	0299-82-6475 0299-83-3261
土浦	障害者就業・生活支援センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52	0299-22-3215 0299-22-3220
つくば	つくばL S C障害者就業・生活支援センター	つくば市みどりの 1-32-9	029-836-7200 029-836-7204
取手・竜ヶ 崎	障害者就業・生活支援センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104 029-827-1105
筑西・下妻	障害者就業・生活支援センターなかま	筑西市茂田 1740	0296-22-5532 0296-24-2078
古河・坂東	障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部	坂東市生子 1617	0280-88-7690 0280-88-1178

④ 茨城県障害者 I Tサポートセンター

パソコンの操作を始めとした、I Tに関する利用相談等を実施するとともに、パソコンボランティアを派遣し、障害者のパソコン利用のサポートを行います。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場内

笠間市鯉淵6550 ☎/ FAX: 0296(70)5733

<生活・その他相談先>

① 障害者なんでも相談室 ☎/FAX: 029(244)9588

障害のある方、その家族の方及び福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などのご相談に、経験豊かな相談員がお答えしています。

② 生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸し付けを行っています。貸し付けには、対象となる世帯について、いくつかの条件があります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村の社会福祉協議会または茨城県社会福祉協議会 ☎: 0 2 9 (2 4 1) 1 1 3 3 / FAX: 0 2 9 (2 4 1) 1 4 3 4

③ 身体障害者補助犬の給付

重度の障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を給付します。

【お問い合わせ先】 茨城県福祉部障害福祉課 水戸市笠原町978-6

☎: 0 2 9 (3 0 1) 3 3 6 3 / FAX: 0 2 9 (3 0 1) 3 3 7 0

④ ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)の支給

オストメイト対策事業として、ストマ用装具購入の助成を行っています。

【お問い合わせ先】 茨城県福祉部障害福祉課 水戸市笠原町978-6

☎: 0 2 9 (3 0 1) 3 3 6 3 / FAX: 0 2 9 (3 0 1) 3 3 7 0

※申請手続きは、お住まいの市町村を経由して、各県民センターへ行きます。

⑤ 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

身体障害者手帳の交付とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入の助成を行っています。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村(障害福祉担当課) → p 3 2

⑥ 身体の不自由な方々のための結婚相談

身体に障害のある方の、結婚に関する各種相談に応じています。

【お問い合わせ先】 一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会

水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階

(茨城県総合福祉会館)

☎: 0 2 9 (2 4 3) 7 0 1 0 / FAX: 0 2 9 (2 4 3) 7 0 1 8

⑦ 県営住宅への入居審査の優遇等

障害者手帳をお持ちで自活できる方は、県営住宅への入居審査において、優遇等が受けられる場合があります。

【お問い合わせ先】

茨城県県営住宅指定管理者 一般社団法人茨城県住宅管理センター

・水戸センター

水戸市大町3-4-36大町ビル2階

☎: 0 2 9 (2 2 6) 3 3 5 0 / FAX: 0 2 9 (2 3 3) 2 4 2 4

・日立センター

日立市助川町1-8-15ブルーバード学園ビル1階

☎0294(32)7361/FAX:0294(87)6612

・つくばセンター

つくば市竹園3-18-3竹園ショッピングセンター

☎029(853)1370/FAX:029(879)7701

⑧ 茨城県難病相談支援センター

難病に悩む方々からの相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 茨城県難病相談支援センター

稲敷郡阿見町阿見4669-2 茨城県立医療大学内

☎:029(840)2838/FAX:029(840)2836

⑨ 口腔センター

障害(児)者の歯科治療を行っています。

【お問い合わせ先】

・口腔センター水戸(予約制)

水戸市見和2-292-1 茨城県歯科医師会館内

☎:029(254)4177/FAX:029(215)2573

・口腔センター土浦(予約制)

土浦市下高津2-7-47 土浦保健所隣

☎:029(822)3835/FAX:029(826)4832

・日立市心身障害者歯科診療所(予約制)

日立市助川町5-11-13 鳩が丘さくら福祉センター2階

☎/FAX:0294(24)1748

⑩ 福祉相談センター 水戸市三の丸1-5-38(2階)

☎:029(221)0800/FAX:029(221)0811

身体または知的障害のある方、及びその家族などの関係者からの様々な相談に対し、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などの専門スタッフが対応して、必要な助言や技術的援助、または情報提供を行います。

⑪ 児童相談所

18歳未満の方について、療育手帳や施設入所、その他全般的な相談を行っています。(→p2~3に各児童相談所の連絡先を掲載しています。)

⑫ 保健所

地域住民の健康の保持・増進等のための各種事業を実施しています。

保健所名	所在地	電話番号/FAX	管轄市町村
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	029-241-0100 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5515 029-265-5040	ひたちなか市、東海村
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157 0295-52-2865	常陸太田市、常陸大宮市、 那珂市、大子町
日立保健所	日立市助川町 2-6-15	0294-22-4188 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、 鉾田市、行方市
潮来保健所 鉾田支所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158 0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161 0297-64-2693	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 守谷市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342 029-826-5961	土浦市、石岡市、かすみが うら市
つくば保健所	つくば市松代 4-27	029-851-9287 029-851-5680	つくば市、つくばみらい市、 常総市
筑西保健所	筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎 1 階)	0296-24-3911 0296-24-3928	筑西市、結城市、桜川市、 下妻市、八千代町
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3021 0280-32-4323	古河市、五霞町、境町、 坂東市
水戸市保健所	水戸市笠原町 993-13	029-305-6290 029-241-0350	水戸市

⑬精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2

☎: 029 (243) 2870 (相談) / FAX: 029 (244) 6555
029 (243) 2971 (手帳)

精神保健相談や診療を行っております。不登校、摂食障害などの思春期相談のほかアルコール依存症や薬物依存症に関する相談も受け付けています。

精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療(精神通院)の受給者証の認定も行っています。

⑭ひきこもり相談支援センター 筑西市西方1790-29

☎:0296(48)6631/FAX:0296(54)6013

精神保健福祉士等の専門コーディネーターがひきこもりについてご相談に応じます。

⑮発達障害者支援センター

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある方やそのご家族等への相談支援を行っています。

【お問い合わせ先】

- ・発達障害者支援センター「あい」

茨城町小堤285-5

☎:029(219)1222/FAX:029(292)5535

- ・発達障害者支援センター「COLORS つくば」

つくば市高崎802-1

☎:029(875)3485/FAX:029(875)3486

⑯茨城県母子保健センター 水戸市緑町3-5-35 茨城県保健衛生会館1階

☎:029(221)1553

子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障害に関することの相談に応じています。

⑰茨城県高次脳機能障害支援センター

阿見町阿見4669-2 茨城県立医療大学敷地内 ☎:029(887)2605

高次脳機能障害（交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障害）に関するご相談をお受けしています。

⑱茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ

東海村照沼825 独立行政法人国立病院機構茨城東病院

☎:029(287)8627

日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう、さまざまなご相談をお受けしています。

⑲県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 水戸市住吉町349-1

☎:029(248)0029/FAX:029(247)1369

手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成・派遣や字幕入り

ビデオの制作や字幕・手話入りビデオテープ・DVD の貸出行っているほか、聴覚障害者のいろいろな相談に応じています。

⑳ 県立視覚障害者福祉センター・点字図書館 水戸市袴塚1-4-64

☎: 029 (221) 0098 / FAX: 029 (221) 0234

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸し出しをはじめ、点訳奉仕員、朗読奉仕員などボランティアの養成を行っています。

㉑ 茨城県障害者権利擁護センター

水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
(茨城県総合福祉会館)

☎/FAX: 029 (353) 8663

障害者に対する虐待を防止するために、通報や相談を受け付けます。
各市町村の障害者虐待防止センターの紹介も行っています。

㉒ 障害者差別相談室

水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階

☎: 029 (246) 6049 / FAX: 029 (246) 6048

E-mail: s-sohdan@bz04.plala.or.jp

障害者の差別の解消に取り組むため、相談窓口を設置しました。

障害を理由とした困ったことがあった場合には、専門の相談員がお話を伺います。気軽に相談下さい。

㉓ 法テラス

法テラス茨城 水戸市大町3-4-36 大町ビル3階

☎: 0570-078317 (サポートダイヤル)

050 (3383) 5390 (IP 電話ご利用の場合)

法的問題の相談をお受けしています。

㉔ 成年後見センター

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

水戸市五軒町1-3-16

☎: 029 (302) 3166

センターに登録した司法書士が、障害等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。

<各市町村担当課>

市町村名	障害福祉担当課	住 所	電 話/ F A X
水戸市役所	障害福祉課	水戸市中央 1-4-1	029 (224) 1111 029 (221) 4447
日立市役所	障害福祉課	日立市助川町 1-1-1	0294 (22) 3111 0294 (22) 3011
土浦市役所	障害福祉課	土浦市大和町 9-1	029 (826) 1111 029 (826) 7118
古河市役所	障がい福祉課	古河市駒羽根 1501	0280 (92) 4919 0280 (92) 5594
石岡市役所	社会福祉課	石岡市石岡 1-1-1	0299 (23) 1111 0299 (27) 5835
結城市役所	社会福祉課	結城市中央町 2-3	0296 (34) 0416 0296 (33) 6628
龍ヶ崎市役所	社会福祉課	龍ヶ崎市 3710	0297 (64) 1111 0297 (64) 7008
下妻市役所	福祉課	下妻市本城町 2-22	0296 (43) 2111 0296 (43) 4214
常総市役所	社会福祉課	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297 (23) 2111 0297 (23) 2450
常陸太田市役所	社会福祉課	常陸太田市金井町 3690	0294 (72) 3111 0294 (72) 3083
高萩市役所	社会福祉課	高萩市本町 1-100-1	0293 (23) 7030 0293 (23) 5151
北茨城市役所	社会福祉課	北茨城市磯原町磯原 1630	0293 (43) 1111 0293 (43) 6155
笠間市役所	社会福祉課	笠間市中央 3-2-1	0296 (77) 1101 0296 (77) 1162
取手市役所	障害福祉課	取手市寺田 5139	0297 (74) 2141 0297 (74) 6600
牛久市役所	社会福祉課	牛久市中央 3-15-1	029 (873) 2111 029 (874) 0421
つくば市役所	障害福祉課	つくば市研究学園 1-1-1	029 (883) 1111 029 (868) 7544
ひたちなか市役所	障害福祉課	ひたちなか市東石川 2-10-1	029 (273) 0111 029 (272) 2940

鹿嶋市役所	生活福祉課	鹿嶋市平井 1187-1	0299 (82) 2911 0299 (77) 7865
潮来市役所	社会福祉課	潮来市辻 626	0299 (63) 1111 0299 (80) 1410
守谷市役所	社会福祉課	守谷市大柏 950-1	0297 (45) 1111 0297 (45) 6527
常陸大宮市役所	社会福祉課	常陸大宮市中富町 3135-6	0295 (52) 1111 0295 (54) 0024
那珂市役所	社会福祉課	那珂市福田 1819-5	029 (298) 1111 029 (295) 4244
筑西市役所	障がい福祉課	筑西市丙 360	0296 (24) 2105 0296 (25) 2401
坂東市役所	社会福祉課	坂東市岩井 4365	0297 (35) 2121 0297 (21) 2210
稲敷市役所	社会福祉課	稲敷市犬塚 1570-1	029 (892) 2000 029 (893) 1545
かすみがうら市役所	社会福祉課	かすみがうら市上土田 461	0299 (59) 2111 0299 (59) 2186
桜川市役所	社会福祉課	桜川市岩瀬 64-2	0296 (75) 3126 0296 (75) 4690
神栖市役所	障がい福祉課	神栖市溝口 1746-1	0299 (90) 1137 0299 (77) 5844
行方市役所	社会福祉課	行方市玉造甲 404	0299 (55) 0111 0299 (36) 2610
銚田市役所	社会福祉課	銚田市銚田 1444-1	0291 (36) 7920 0291 (32) 5183
つくばみらい市役所	社会福祉課	つくばみらい市福田 195	0297 (58) 2111 0297 (58) 5811
小美玉市役所	社会福祉課	小美玉市上玉里 1122	0299 (48) 1111 0299 (48) 1199
茨城町役場	社会福祉課	東茨城郡茨城町小堤 1080	029 (240) 7112 029 (219) 1026
大洗町役場	福祉課	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029 (267) 5111 029 (264) 5012
城里町役場	福祉こども課	東茨城郡城里町石塚 1428-25	029 (353) 7265 029 (288) 6819

東海村役場	総合相談支援課	那珂郡東海村村松 2005	029 (287) 2525 029 (282) 3538
大子町役場	福祉課	久慈郡大子町大子 866	0295 (72) 1117 0295 (72) 1167
美浦村役場	福祉介護課	稲敷郡美浦村受領 1515	029 (885) 0340 029 (885) 5933
阿見町役場	社会福祉課	稲敷郡阿見町中央 1-1-1	029 (888) 1111 029 (887) 9560
河内町役場	福祉課	稲敷郡河内町源清田 1183	0297 (84) 6981 0297 (84) 4357
八千代町役場	福祉課	結城郡八千代町菅谷 1170	0296 (48) 1111 0296 (48) 4371
五霞町役場	健康福祉課	猿島郡五霞町小福田 1162-1	0280 (84) 0006 0280 (84) 0149
境町役場	社会福祉課	猿島郡境町 391-1	0280 (81) 1305 0280 (86) 6020
利根町役場	福祉課	北相馬郡利根町布川 841-1	0297 (68) 2211 0297 (68) 6910

障害者福祉のしおり（令和5年4月発行）

茨城県福祉部障害福祉課

電 話：029（301）3368

FAX：029（301）3371

E-mail：shofuku-seishin@pref.ibaraki.lg.jp

（お住まいの市町村）